

埼玉県県民活動総合センター在り方検討に係る調査業務委託企画提案競技実施要領

埼玉県県民活動総合センター在り方検討に係る調査業務委託に関する企画提案競技の実施については、この要領に定めるとおりとする。

1 委託業務名

埼玉県県民活動総合センター在り方検討に係る調査業務委託

2 委託する業務の内容

別紙「埼玉県県民活動総合センター在り方検討に係る調査業務委託仕様書（公募用）」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 予算額

上限15,213千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 参加資格

次の（1）～（9）のすべてを満たす事業者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者ではないこと。
- （2）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- （3）企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- （4）企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと。
- （5）民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- （6）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者ではないこと。
- （7）物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示833号）に基づく令和7年度・8年度の物品等競争入札参加資格者名簿に、登録業種区分が「催物、映画、広告、その他の業務」のA又はB等級として格付けされた者のうち、営業品目（小分類）が「市場調査業務」「世論調査業務」「集計・調査、企画研究、計画策定業務」に登録された者であること。
- （8）令和3年4月1日以後、本業務と類似業務について、国または地方公共団体との契約実績があり、誠実に履行した実績があること。（類似業務とは、公共施設の在り方検討業務、施設利用者・県民アン

ケート調査・分析業務、他自治体先行事例調査業務等をいう。)

(9) 本企画提案競技に複数の企業で参加する場合は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- ア すべての構成員が前記(1)から(6)の要件を満たしていること。
- イ 代表構成員が前記(7)及び(8)の要件を満たしていること。
- ウ 各構成員は、他の構成員として又は単独で本企画提案競技に参加していないこと。

6 スケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和8年4月30日(木)	要領の公開(ホームページへの掲載)
令和8年5月1日(金)	質問受付
令和8年5月13日(水) 15時まで	質問受付期限
令和8年5月15日(金)	質問への回答(ホームページへの掲載)
令和8年5月20日(水) 17時まで	企画提案競技参加申請書の提出期限
令和8年5月22日(金) 15時まで	企画提案書等の提出期限
令和8年5月25日(月)～27日(水)	書面審査(提案者が5者を超過する場合)
令和8年5月29日(金) 午後	プレゼンテーション審査
令和8年6月	委託先候補者選定、契約締結

7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

(1) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

(ア) 質問方法

「埼玉県県民活動総合センター在り方検討に係る調査業務委託 企画提案競技に関する質問書」(様式第1号)に記入の上、電子メールで提出すること。提出後、電話による到達確認を行うこと。なお、電話及び来所による質問には、簡易なものを除き応じない。

(イ) 電子メール送付先

a2835-12@pref.saitama.lg.jp

(ウ) 電子メールの件名

「埼玉県県民活動総合センター在り方検討に係る調査業務」質問書(法人名)

(エ) 質問受付期間

令和8年5月13日(水) 15時まで

イ 質問への回答

質問事項への回答は令和8年5月15日(金)に県ホームページに掲載する。

(2) 企画提案競技参加表明

本企画提案に参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、以下に基づき、予め参加表明を行うものとする。

ア 参加表明手続き

「企画提案競技参加申請書」（様式第2号）を電子メールで提出すること。提出後、電話による到達確認を行うこと。

イ 電子メール送付先

a2835-12@pref.saitama.lg.jp

ウ 電子メールの件名

「埼玉県県民活動総合センター在り方検討に係る調査業務」企画提案競技参加申請書（法人名）

エ 提出期限

令和8年5月20日（水）17時まで（必着）

(3) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は以下に基づき行うものとする。

ア 提出書類

別添「仕様書」を参照の上、実施要領「8 企画提案書等」に示す書類を提出すること。

イ 提出方法

原則として電子データ（PDF形式）を電子メールで提出すること。ただし、電子データでの提出ができない書類は、持参又は郵送によること。

※持参の場合は平日の9時から17時までの受付とする。（ただし、令和8年5月22日（金）は15時までの受付とする。）

※郵送の場合は簡易書留等文書の到達が確認できる方法とすること。

ウ 提出先

埼玉県県民生活部共助社会づくり課NPO認証担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-2815

メール：a2835-12@pref.saitama.lg.jp

※メールの添付ファイルの容量は10メガバイトまでとする。（10メガバイトを超過する場合は、あらかじめ県に相談すること。）

エ 提出期限

令和8年5月22日（金）15時まで（必着）

オ その他

（ア）企画提案書等の提出については1提案者につき1提案に限る。（複数提案は不可）

（イ）企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

（ウ）参加申請に係るすべての費用（企画提案書の作成などに要する費用等）は参加希望者の負担とする。

8 企画提案書等

(1) すべての参加希望者が提出する書類等

提出する書類は以下のとおりとする。なお、様式は任意とするが、原則としてA4判とすること。

ア 企画提案書

企画提案書は以下の構成で20ページ以内（表紙、目次は除く）とし、ページ番号を付与すること。

(ア) 表紙

- ・表題（埼玉県県民活動総合センター在り方検討に係る調査業務委託 企画提案書）
- ・提案者（複数の企業で参加する場合は代表構成員）の住所、法人名、代表者氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

(イ) 目次

(ウ) 提案内容等

次表の提案項目の内容及び仕様書を熟読し、提案すること。

提案項目	内容
1 実施体制 (1)類似業務の受託実績	<p>実施要領の5（8）の業務委託に関する履行実績について、次の①～⑤の事項を記述すること。また、契約実績及び誠実に履行した実績が確認できる書類（契約書及び業務完了報告書等の写し）を添付すること。</p> <p>なお、複数の企業で提案する場合は、どの構成企業による実績であるかを明記すること。</p> <p>①業務名、②発注者、③実施年度、④契約金額、⑤業務概要（成果含む）</p>
1 実施体制 (2)業務の実施体制	<p>実施体制図、配置を予定している人員の氏名、所属、役割、過去の実績、保有資格等を記述すること。想定による記述である場合は、該当箇所に（想定）と記入すること。</p>
1 実施体制 (3)スケジュールの実効性	<p>仕様書「7 全体スケジュール」を踏まえ、仕様書「6 業務内容」に示す各項目の作業手順、実施期間（及び必要工数）を表形式で記述すること。</p> <p>なお、作成に当たっては、実効性のある最適なスケジュールを提案すること。また、県との調整期間を考慮すること。</p>
2 企画提案内容 (1) 埼玉県県民活動総合センターの在り方検討に関すること	<p>仕様書6（1）「ア 類似施設状況調査」における実施手法や内容を具体的に記述すること。記述に当たっては、以下の内容を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似施設（機能）の調査の範囲、調査対象とするセンターの施設の種別、調査項目、調査手法、ヒアリングの有無とこれらを実施しようとする目的 ・県民活動総合センター利用者の受入れ可能性の検討材料となる集計・分析手法と集計・分析に当たっての視点 <p>仕様書6（1）「イ 埼玉県県民活動総合センター利用者へのアンケート調査・分析」における実施手法や内容を具体的に記述す</p>

	<p>ること。記述に当たっては、以下の内容を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート項目と当該項目を調査する目的、必要性 ・アンケート結果の集計・分析手法と分析に当たっての視点
	<p>仕様書6(1)「ウ 県民へのアンケート調査・分析」における実施手法や内容を具体的に記述すること。記述に当たっては、以下の内容を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート項目と当該項目を調査する目的、必要性 ・本アンケート調査・分析に必要な数を説明できる統計学上の考え方及びその考え方を踏まえた、発送予定数や発送対象の地域・市町村ごとの配分、回収数の見込み ・アンケート結果の集計・分析手法と分析に当たっての視点
2 企画提案内容 (2) 今後の県民活動・生涯学習支援策に関すること	<p>仕様書6(2)「ア 県内市町村の取組調査・分析」における実施手法や内容を具体的に記述すること。記述に当たっては、以下の内容を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート項目と当該項目を調査する目的、必要性 ・市町村と県の役割の違いを整理・分析するに当たっての視点
	<p>仕様書6(2)「イ 自治体先行事例の調査・分析」における実施手法や内容を具体的に記述すること。記述に当たっては、以下の内容を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例の調査項目、調査方法、ヒアリングの有無、事例をピックアップするに当たっての視点 ・今後の県民活動・生涯学習支援策の検討材料となる分析手法と分析に当たっての視点
2 企画提案内容 (3) 埼玉県県民活動総合センターの在り方及び今後の県民活動・生涯学習支援策についての提案	<p>提案に当たっての着眼点や重視する点等について具体的に記述すること。必要に応じて、過去に行った類似業務での提案概要と提案における視点を示すこと。</p>
2 企画提案内容 (4) 独自提案 (任意)	<p>本業務の成果をより一層高めるために、上記以外の事項、若しくは全体を通じて提案事項があれば記述すること。</p>

イ 見積書

経費を積算した内訳書（人員と工数も含む）を添付すること。

宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要。

ウ 法人の概要が分かるもの（既存の会社案内、パンフレット等）

※複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。

エ 実施要領の「5 参加資格」を満たしている旨の誓約書（様式第3号）

※複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。

オ 構成員一覧表（様式第4号）、委任状（様式第5号）及び共同企業体協定書（様式任意）

※複数の企業により参加する場合のみ提出すること。

9 審査・選定

（1）審査方法

ア 県は本業務に関する業務委託契約先候補者選定委員会により、「（2）プレゼンテーション審査」に基づき、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査する。なお、提案者が5者を超過する場合は、応募書類により審査を行い、審査を通過した者に対してプレゼンテーション審査を行うこととする場合がある。

イ 選定委員会による審査の結果、最も評価が高かった提案者を契約先候補者に選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

（2）プレゼンテーション審査

ア 開催日時

令和8年5月29日（金）午後

参加者に対して実施日、開始時間等を電子メールで連絡する。

原則としてオンラインでの開催とするが、提案者が希望する場合は対面も可とする。対面を希望する場合は5月28日（木）15時までに電子メールで連絡すること。

イ プレゼンテーション等の時間

1者あたりプレゼンテーション時間は20分以内、質疑は10分程度とする。

ウ 出席者

1者につき4名以内、業務委託の履行に当たっての協力企業の参加も可とするが、主たる説明者は本業務を実施する際の実務担当者とする。なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

エ その他

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を用いるものとし、当日の追加書類の提出は認めない。また、対面の場合はパソコンの持ち込みも可能とする。

（3）審査結果の通知

審査結果は、プレゼンテーション審査参加者全員に対して電子メールで速やかに通知する。

10 契約の相手方の決定方法

県は、委託先候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該委託先候補者から改めて見積書を徴取し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、見積額については、正当な理由があると県が認める場合を除き、企画提案時からの増額は認めない。

ただし、委託先候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「5 参加資格」を満たさなくなったとき（5（7）については、令和7年度・8年度の物品等競争入札参加資格者名簿により確認する。）、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、当該候補者に対して資格を取り消す旨の通知をした後、次点の事業者を新たな候補者とし、改めて協議を行う。

11 情報公開

本案件の審査結果として、原則として次の事項を公表する。

- ・ 契約件名及び選定方法
- ・ 参加申請した全事業者名（ただし、契約先候補者以外は仮称）
- ・ 審査基準に係る審査項目
- ・ 全事業者の得点又は契約先候補者の選定順位に係る評価数値
- ・ その他県が必要と認める事項

また、県民等からの情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

12 その他留意事項

（1）提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの
- エ 指定する提出期限を越えて提出したもの
- オ 「8 企画提案書等」に示す提出書類がないもの
- カ 「4 予算額」を超える金額で見積書を提出したもの

（2）企画提案競技の停止、中止及び取り消し

緊急やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用は埼玉県に請求することはできない。

（3）その他

- ア 契約の相手方は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の1以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 本企画提案競技に係る一連の手續及び契約等に関する手續において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

13 問い合わせ先

埼玉県県民生活部共助社会づくり課NPO認証担当

担当者：川脇、前原、北田

電話：048-830-2815

メール：a2835-12@pref.saitama.lg.jp